(案)

業 務 委 託 契 約 書

業 務 番 号　　浄水委第23号

１　業　務　名　　飯詰浄水場天日乾燥池汚泥処分業務

２　契 約 期 間　　令和　　年　　月　　日　から
令和　９年　３月２５日　まで

３　委　託　料　　￥　　（１ｔ当り）
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥

４　契約保証金　　￥

５　そ　の　他　　予定数量247t

上記の委託業務（以下「委託業務」という。）について、発注者　五所川原市　と受注者は、別紙の条項によって委託契約を締結した。

この契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

発 注 者　　五所川原市字布屋町４１番地１
五所川原市長　佐々木　孝昌　　㊞

受 注 者

㊞

契　約　条　項

（総則）

第１条　発注者は、頭書の業務を受注者に発注し、受注者はこれを受注した。

２　受注者は、別紙仕様書に基づき、頭書の期限内に委託業務を完了するものとし、発注者は、頭書の委託料を支払うものとする。ただし、仕様書に明示されていないもの等に関しては、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（主任担当者）

第２条　受注者は、委託業務を指導監督する主任担当者を定めて、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。主任担当者を変更したときも、同様とする。

２　発注者は、受注者が定めた主任担当者の委託業務に関する指導監督が不適当であるため委託業務の実施に支障があると認められた場合は、受注者に対し、理由を明示して、その交代を求めることができる。

（権利の譲渡等の制限）

第３条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

（再委任の禁止）

第４条　受注者は、業務の全部又は一部を委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務内容の変更等）

第５条　発注者は、必要があると認めるときは、書面により受注者に通知して、委託業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

２　前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は、発注者に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（業務の検査）

第６条　受注者は、委託業務を完了したときは、完了届によりを発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の届出を受理した場合は速やかに検査を行うものとする。

３　受注者は、前項の検査に合格しなかった場合はただちに手直しをし、発注者の再検査を受けなければならない。

（委託料の支払い）

第７条　受注者は、前条の検査に合格したときは、発注者に委託料の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して３０日以内に委託料を支払うものとする。

（委託業務の実施に係わる損害）

第８条　委託業務の実施にあたり受注者に生じた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担とする。

２　委託業務の実施にあたり受注者が第三者に与えた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担においてその賠償をするものとする。

（履行遅滞の場合における遅延利息）
第９条　発注者は、受注者がその責に帰する理由により履行期限までに委託業務を完了することができないときは、遅延利息の支払いを受注者に請求することができる。
２　前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、委託料に対して年3.0パーセントの割合で計算して得た金額とする。ただしその額が100円未満であるとき、又は100円未満の端数があるときは、その金額又は端数を切り捨てるものとする。
３　発注者は、前項の遅延利息を委託料より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。
（発注者の解除権）
第１０条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
（１）　その責めに帰する理由により本契約締結後、相当の期間を過ぎても委託業務に着手しないとき。
（２）　明らかに委託業務を実施する見込みがないと認められるとき。
（３）　委託業務の実施状況が著しく不適当と認められるとき。
（４）　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
（違約金）
第１１条　発注者は、前条の規定によりこの契約を解除したときは、委託料の100分の５に相当する金額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として、受注者から徴収する。
（損害賠償）
第１２条　発注者は、第１０条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金を越えた金額の損害が生じた時は、その越えた金額を損害賠償金として受注者から徴収する。
（受注者の解除権）
第１３条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
（１）　第５条第１項の規定により委託業務の内容を変更したため委託料が３分の２以上減少したとき。
（２）　第５条第１項の規定による委託業務の中止期間が履行期間の２分の１を超えたとき。
（秘密の保持）
第１４条　受注者は、この契約の履行に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不正な目的に利用してはならない。
（その他協議事項）
第１５条　この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

飯詰浄水場天日乾燥池汚泥処分業務　仕様書

排出事業者：　五所川原市　（以下「発注者」という。）と、
処 分 業 者：　（以下「受注者」という。）は、
発注者の事業場：　飯詰浄水場　から排出される産業廃棄物の処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第１条（法令の遵守）

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第２条（委託内容）

１（受注者の事業範囲）

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本仕様書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本仕様書に添付する。

◎ 処分に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：
許 可 の 有 効 期 限：
事　　業　　区　　分：
産 業 廃 棄 物 の 種 類：
許　　可　　の　　条　　件：
許　　可　　番　　号：

２（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

発注者が、受注者に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種　類　　：　汚泥
数　量　　：　272ｔ（予定数量）
単価（税抜き）　：

３（輸入廃棄物の有・無）

発注者が、受注者に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

輸入廃棄物：無

4（処分の場所、方法及び処理能力）

受注者は、発注者から委託された第２項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　在　地　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

処分の方法　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施設の処理能力　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第３条（適正処理に必要な情報の提供）

１　発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第３版）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア　産業廃棄物の発生工程

イ　産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ　腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ　混合等により生ずる支障

オ　日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ　石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が
含まれる場合は、その事項

キ　特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第２条第５項　に規定する第１種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第２項に規定する第１種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

ク　その他取扱いの注意事項

２　発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

３　発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第３版）の「容器貼付用ラベル」参照）。

４　発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第４条（発注者受注者の責任範囲）

１　受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

２　受注者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し発注者に負担させない。

３　受注者が第１項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。

４　第１項の業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

第５条（再委託の禁止）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りでない。

第６条（義務の譲渡等）

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第７条（委託業務終了報告）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票の提出で代えることができる。

第８条（業務の一時停止）

発注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努力する。

第９条（報酬・消費税・支払い）

１　発注者の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第２条第２項にて定める単価に基づき算出する。

２　取引にかかる消費税及び地方消費税の額の計算において、円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

２　発注者の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、発注者が負担する。

３　報酬の額が経済情勢の変化及び第３条第２項､第８条等により不相当となったときは、発注者受注者双方の協議によりこれを改定することができる。

４　発注者は、受注者から提出された業務終了報告書を検査・確認し、受注者の請求に基づき委託料を支払うものとする。ただし、具体的な支払い方法について別途支払い条件のある場合にはそれによる。

第１０条（内容の変更）

発注者又は受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、発注者と受注者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第３条第２項、第８条の場合も同様とする。

第１１条（機密保持）

発注者及び受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第１２条（契約の解除）

１　発注者及び受注者は、 相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこのを解除することができる。

２　ただし、発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

（１）受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ　受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ　受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければな

らない。

ハ　上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用等を、受注者に対して償還を請求することができる。

（2）発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者の事業場に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第１３条（協議）

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度発注者受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。